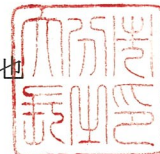


大分市公告第444号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和8年8月27日

大分市長 足立 信也



1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名 | 大分市地域公共交通計画策定事前調査業務委託 |
| (2) 履行場所 | 大分市全域 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）まで |
| (4) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (5) 予定価格 | ¥6,244,700.－（消費税及び地方消費税を含む。）
¥5,677,000.－（消費税及び地方消費税を除く。） |
| (6) 最低制限価格 | 設けない |

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）により、**業種区分 土木コンサル（都市計画及び地方計画）**について、入札参加の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生

電子メール：tosikotu@city.oita.oita.jp

- ② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札予定日の前日をもって終了するものとする。(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 閲覧場所

3の(2)の②に同じ

- (5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格を確認する資料(以下、「申請書等」という。)の提出期間及び方法

① 提出期間

令和8年8月27日(木)から令和8年9月10日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出方法

申請書等は、別紙様式第1号、様式第2号、様式第3号により作成し、都市交通対策課交通政策室(企画調整担当班)に持参すること。

③ その他

申請書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

- 4 現場説明会 実施しない。

- 5 入札保証金 免除とする。

- 6 入札(開札)の日時、場所及び方法

(1) 日 時 令和8年9月11日(金) 午後1時30分

(2) 場 所 大分市荷揚町2番31号 大分市役所 9階 第2入札室

(3) 入札方法

入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札回数 原則として1回とする。

(5) その他

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

- ⑨ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

11 支払条件

前払金 なし

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領（平成20年6月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合において、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

 - ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合
 - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) その他不明な点は、都市計画部都市交通対策課交通政策室（企画調整担当班）まで照会のこと。

電話 097-537-5969